

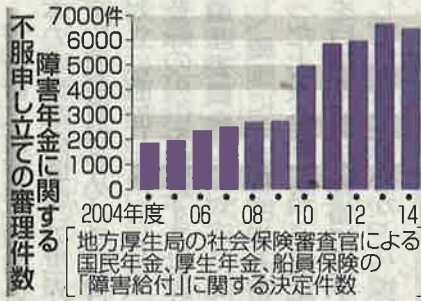
障害年金

判定不服10年で3.5倍

14年度6500件 厳格化背景か

障害年金を申請して不支給と判定されたり、更新時に支給を打ち切られたりした人が不服を申し立て、国が審理、決定した件数が2014年度は約6500件に上り、10年前の04年度に比べ3・5倍に増えたことが19日、分かった。

(3面に関連記事)



支給申請自体は微増で、それなのに不服申し立てが急増しているのは、日本年金機構の判定が不透明なため納得できない人が増え

ていることや、支給判定の厳格化が背景にあるとみられる。年金や健康保険では、給付など国の決定に対し不服申し立てができる「審査請求」

社会保険の審査請求 公的年金や会社員が加入する健康保険などで、給付内容や保険料決定に不服がある場合、60日以内に不服申し立て(審査請求)をすることができ、まず地方厚生局の社会保険審査官に申し立て、その決定に不服があれば、厚生労働省に置かれる

社会保険審査会に再審査請求する。審査会の裁決にも納得できない場合は、裁判所に訴えることができる。審査会の委員は元判事や医師、社会保険労務士らだが、地方厚生局の審査官は厚生省の現役職員から選ばれている。

「求」という制度がある。二審制で、最初は地方厚生局(四国支局を含め全国8カ所)の「社会保険審査官」に申し立て、その決定に納得できない場合は、厚生労働省本省に置かれる「社会保険審査会」に再審査請求ができる。近年は全体の6〜7割を障害年金が占める。

厚生省の公表データや各厚生局への取材によると、国民年金、厚生年金などの「障害給付」に関する一審段階の件数は04年度で1851件だったが、年々増加。特に10年度以降に急増し、13年度には6692件に達した。14年度は微減したものの、04年度比3・5倍の6474件だった。二審段階の件数も10年間で4・4倍に増えた。

一審で申し立てが認められた割合は00年度以降、7〜13%で推移していたが、

14年度は6%と15年間で最低だった。

打ち切りや減額 機構説明不十分

解説

障害がある人の暮らしの「命綱」ともいえる障害年金だが、日本年金機構による支給不支給の審査は極めて心もとない態勢で行われている。打ち切りや支給減額となった場合でも理由はほとんど説明されず、泣き寝入りしている人も多い。今回判明した不服申し立ての件数でさえ、氷山の一角とみられる。

支給の可否を決めている。医師の個性や考え方によって判定が左右される構造が、不公平を生んでいる主な原因だ。その上、1〜5年ごとの更新に伴って打ち切りや減額となっても、年金機構は「障害の状態が変わったため」と通知するだけ。障害者が納得できないのは無理もない。

障害年金を新規に申請して不支給と判定される人の割合や、更新時に支給停止・減額となるケースは近年増加しているが、その理由も明らかにされていない。

障害年金の実務では、あらゆる局面で年金機構の説明責任が果たされておらず、それが不服申し立ての急増を招いた要因だろう。